

新型コロナウイルス感染症における類型変更等について

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けについて

(1) 類型とは

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定されている各種感染症の類型を言う。新型コロナウイルス感染症は、「新型インフルエンザ等感染症」として位置付けられ、法律上の「2類相当」とされている。

なお、数字が小さいほど重篤性・感染性が高いものとなっている。

(2) 類型の変更について（国の方針）

現在、「2類相当」に位置付けられている新型コロナウイルス感染症について、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことなどから、令和5年5月8日から、「5類（定点把握疾患）」に位置付けを見直すこととしている（表1）。

表1 2類感染症と5類感染症（定点把握疾患）の比較

	2類感染症	5類感染症（定点把握疾患）
主な疾病	結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群等	インフルエンザ、感染性胃腸炎、水痘、手足口病等
医師からの発生届の提出	要	定点把握疾患は不要
入院勧告	可	不可
就業制限	可	不可
外出自粛要請	可	不可

2 区における類型変更に伴う新型コロナ対応への影響について

類型の変更に伴い、入院勧告・就業制限・外出自粛の要請など、一定の強制力を持った措置はできなくなり、かつ、医師からの発生届の提出も必要なくなることから保健所として感染者の把握が困難になる（表1）。

その一方で、類型変更後も新型コロナウイルス感染症の感染力・危険性は変わることがないことから、引き続き、区民の「命」と「健康」を守るための対策を実施していく必要がある（表2）。また、感染が再拡大した際に、機動的に対応できる体制の維持が重要となる。

表2 類型変更前後の区の対応の比較について

現在実施している事業	類型変更後（5月8日以降）の対応
相談窓口の開設	当面の間、引き続き、開設する。
保健所による入院調整	当面の間、引き続き、実施する。
入院医療費の公費負担	国の方針に合わせて実施する。
外来医療費の公費負担	国の方針に合わせて実施する。
高齢者・障害者施設へ対応（検査・調査）	引き続き、実施する。
積極的疫学調査・健康観察	実施しない。
入院時の患者移送	透析患者等以外は実施しない。
配食	実施しない。
サーベイランス	季節性インフルエンザと同様の定点観測とする。
ワクチン接種	・令和5年度中は、全額公費負担とする。 ・追加接種可能な全ての年齢の者を対象に9月～12月に1回接種、重症化リスクが高い方等については、5月～8月にさらに1回接種 ・高齢者等の重症化リスクが高い方以外は、接種勧奨および努力義務の適用を除外
抗原検査キットの配布	当面の間、引き続き、実施する。

3 マスク着用の方針について（3月13日から5月7日まで）

(1) 基本的方針

- ・マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重する
- ・国や都が示したマスク着用の見直しの考え方を基本とする
- ・高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、マスクの着用が効果的な場面や着用が勧められる方について周知を図る

(2) 区民に対する周知

次項のとおり

マスクの着用の見直し（3/13～5/7）

区民への呼びかけ

手洗い、換気等の対策は引き続き励行
マスクの着脱は個人の判断を尊重 * 屋内・屋外問わず

○ マスクの着用を推奨

場面に応じて

- 受診時：医療機関の受診時
- 訪問時：高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- 乗車時：通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスの乗車時
- 勤務時：重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者が勤務する時
- 施設利用時・イベント参加時：施設の利用やイベント参加時に事業者から呼びかけられた時

該当する方

- 重症化リスクの高い方：感染流行期に混雑した（人との距離が確保できない）場所に行く時

○ マスクを着用

該当する方

- 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方：
外出を控え、通院等やむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクを着用